

お客様各位

平成24年8月1日

本格的な猛暑が続き、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

熱中症にはくれぐれもお気を付け下さい。

今月の事務所通信は下記の3項目についてまとめました。

1. 消費税増税対策
2. 労働契約法改正案について
3. コラム～夏季休暇について

## 1. 消費税増税対策

先月お伝えしました消費税増税法案ですが、成立がほぼ確定しており、今後は消費税率引き上げ時の対策を講じる必要があります。

政府として、下請け企業が共同して増税分の価格上乗せを図る価格カルテルを認める方針を出しており、中小企業同士で歩調を合わせることも可能です。

また、増税分の値上げが難しい場合は、商品を入れ替え新商品として実質値上げを行うことなどを検討してはいかがでしょうか。

更に、従業員の外注化を図ることで、消費税の納付を抑えることも一案です。

## 2. 労働契約法改正案について

労働契約法の改正案が7月25日に衆議院で可決されました。

改正案の目玉は、有期労働契約を期間の定めのない労働契約への転換する措置の拡充で、有期契約のパートや派遣社員が有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、従前と同一の労働条件で無期労働契約に転換させることとなります。

そのため、有期労働契約期間が連続して5年とならないように、その間に6か月以上の空白期間（クーリング期間）を設けるなど、契約期間を十分に管理する必要があります。

## 3. コラム～夏季休暇について

今月は夏季休暇を実施する企業が多い月です。

その前後の事務や連絡等をミス・モレなく行ないましょう。夏季休暇に関しては、休暇前には対外的な挨拶や連絡、休暇中の連絡先の整備など、休暇後には郵便物の関係部署への速やかな配付、従業員の勤怠管理の徹底といった業務があります。

また、最近は各担当者の取引先の休暇日程に合せたり、節電を兼ねて部門ごとに何パターンかに分けて夏季休暇を設定するケースも増えています。そうした場合は、休暇の時期がバラバラになりますから、社内連絡等に支障が生じないように注意しましょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>